

学生、教職員各位

保健管理センター長

感染症発症時の報告について（通知）

保健管理センターでは、大学構成員の感染情報を集約し学内外での感染症対策につとめております。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることをふまえ、改めて通知をいたします。

「学校において予防すべき感染症」（下表）等に感染（疑いを含む）した場合は、forms（URL：<https://forms.office.com/r/qvMcSWWK7D>）に報告してください。同時に、学生は学務担当係に、教職員は総務担当係に、速やかに連絡してください。

無理に登校して感染を拡大させないよう、くれぐれも療養に努めてください。学生から感染の連絡を受けた教員におかれましては出校停止期間に対して合理的な配慮の提供をお願いいたします。

【学校保健安全法施行規則】

「学校において予防すべき感染症」の種類 【出校停止の期間】	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1、H7N9 であるものに限る。）【 治癒するまで 】
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】 ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を除く）【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】 ・百日咳【特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで】 ・麻疹（はしか）【解熱後3日を経過するまで】 ・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）【耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで】 ・風疹（三日ばしか）【発疹が消失するまで】 ・水痘（みずぼうそう）【全ての発疹が痂皮化するまで】 ・咽頭結膜熱【主要症状が消退した後2日を経過するまで】 ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎【症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで】
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病【 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 】

※自覚症状がある際、どのように対応してよいか分からない場合は、保健管理センターへ相談してください。

（TEL：058-293-2174、E-mail：hokencen@gifu-u.ac.jp）